

特定事業所集中減算の「正当な理由」の判断基準

- 1 居宅介護支援事業所が所在する日常生活圏域において、サービス種別ごとの事業所数が当該判定期間の初日現在で5事業所未満である場合

※日常生活圏域とは、介護保険法第117条第2項第1号の規定により市が介護保険計画において定める区域をいう。

- 2 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である居宅介護支援事業所

- 3 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置づけられた居宅サービス計画の件数が1月当たり平均10件以下の場合

- 4 東京都福祉サービス第三者評価を受審して公表に同意した場合

①対象事業所は、居宅介護支援事業所及び居宅介護支援事業所からの照会率が80%を超えたサービス事業者の事業所で、ケアプランに位置づけられた事業所とする。

②東京都福祉サービス第三者評価の有効期間は、評価実施期間最終日（福祉サービス第三者評価結果報告書における事業者の同意日）を起算日とし、起算日が属する判定期間から6期分とする。

③評価結果が次の状況を満たす場合に限る。

(1)「標準の評価」を選択した事業者は、【別表】の①の欄に掲げる評価結果であること。

(2)「利用者調査とサービス項目を中心とした評価」を選択した事業者は、【別表】の①及び②の欄に掲げる評価結果であること。

- 5 判定期間中に休止・廃止をした場合

※休止について、当該判定期間中に暦月で1月以上の期間休止した場合に限り、当該判定期間中に再開した場合は除く。

※判定期間は前期（3月1日から8月末日まで）と、後期（9月1日から2月末日まで）とする。ただし、平成30年度前期のみ、4月1日から8月末日までとする。